

## 告示

### 埼玉県告示第八百三十四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和六年埼玉県告示第七百八十四号（坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一件名

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

- ア 令和六年七月二十二日（月）十時から十一時三〇分まで  
東松山市高坂市民活動センター 和室（茶室）
- イ 令和六年七月二十三日（火）十時から十一時三〇分まで  
鶴ヶ島市南市民センター 展示室
- ウ 令和六年七月二十三日（火）十三時から十四時三〇分まで  
川越市名細公民館 会議室一・二号

#### 三 都市計画決定権者の名称

坂戸市

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため